第63回 伊勢市都市計画審議会 議事録要旨

第63回伊勢市都市計画審議会

日 時 令和3年1月19日(火)午前10時から

場 所 伊勢市役所本館 3階委員会室

委員出席者 浅野 聡 河之口 学 伊藤 良栄

西井一比古坂谷隆徳酒徳雅明宮崎誠野口佳子小山敏山本正一宿典泰赤坂知之

河村 幸久 竹本 訓子 中出 睦

森井 美惠

出席幹事等 市長 鈴木 健一

副市長 福井 敏人

都市整備部長 森田 一成

都市整備部次長兼監理課長 荒木 一彦

都市整備部参事 松田 学 都市計画課長 中村 哲也 都市計画課主査 谷口 尚

事務局 都市計画課長補佐兼開発調整係長 見並

計画係長 大西

計画係 小長谷・大野・阿部

事業者 2名

司会進行 事務局(都市計画課長)

傍聴人 2名

議事録署名 山本委員、森井委員(議長指名)

【内容】

審議案件

議案第1号 伊勢都市計画用途地域の変更(伊勢市決定)について

議案第2号 伊勢都市計特別用途地区の変更(伊勢市決定)について

議案第3号 建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設

の敷地の位置について

報告案件

報告案件 伊勢市景観計画の重点地区指定等について

(詳細は別紙のとおり)

<閉会>

【発言内容】

審議案件

議案第1号 伊勢都市計画用途地域の変更(伊勢市決定)について 議案第2号 伊勢都市計特別用途地区の変更(伊勢市決定)について

説明

◆ 事務局

議案第1号「伊勢都市計画用途地域の変更(伊勢市決定)について」及び議 案第2号「伊勢都市計画特別用途地区の変更(伊勢市決定)について」の資料 に沿って説明。

詳細な内容については議案書及び議案関連資料参照

意見・質問

会長

本案件については、前回の都市計画審議会でも委員からの意見を確認した。 その後、昨年 12 月に縦覧を行い、特に意見も出なかったという状況である。 第1号議案、第2号議案について意見、質問はあるか。

<意見なし>

議案第1号伊勢都市計画用途地域の変更(伊勢市決定)について及び議案第2号伊勢都市計画特別用途地区の変更(伊勢市決定)について、原案に同意する旨、答申したいが、異議はないか。

<異議なし>

それでは、第1号議案及び第2号議案について、以上のように答申する。

審議案件

議案第3号 建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設 の敷地の位置について

◆ 会長

今回は民間事業者から、一般廃棄物処理施設の許可申請があったため、その敷

地の位置について審議をする。

そのため本日は事務局の説明の後、質疑について事業者からの回答も必要なため同席とし、議案の審議の際には退出としたいがよろしいか。

<異議なし>

(事業者入室)

説明

◆ 事務局

議案第3号「建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」の資料に沿って説明。

詳細な内容については議案書及び議案関連資料参照

意見・質問

◆ 委員

処理能力が1日当たり5トンを超える一般廃棄物処理施設にするということで増改築は行わない、設備等の変更は行わないとなっているが、能力を上げることによる設備変更は実際ないのか。運転時間が10時間になっており、能力を上げることになると思うがどう考えているか。

◆ 事業者

最大処理能力というのは現行設備の最大の処理能力を示しており、今回の申請によって処理能力を高めるという意味合いではない。

例えばペットボトルだと、1日当たり38トンという処理能力を書いているが、伊勢市のペットボトルの発生量を基準にすると、処理能力の方が大きく上回っており、処理能力的に困ることはない。

◆ 委員

現在も5トンを超える処理能力があるということか。

5トンを超えることから、ただし書によって許可を得るという考え方はどう 考えれば良いのか。現状で5トンを超える能力があるということは、それを許可 しているということではないのか。

◆ 事業者

現在は、全数有価で買い取りを行っている。それらは廃棄物には当たらない。 今後は、ペットボトルを新規で追加したいということと、逆有償となる。従来は 業者側が、有価で買い取りが出来ていたので、廃棄物とみなされていなかったが、 逆有償によりお金をいただき、回収をすることになるため、廃棄物という扱いに なる可能性が高い。

◆ 委員

一般廃棄物処理施設にするということはわかるが、1日当たり5トンを超えることがただし書ではないのか。追加をすることによって、設備の変更があるということなら理解はできるが、今までも5トンの能力があり、その能力は使っておらず、一般廃棄物処理施設にするため今回申請しているのなら、処理能力が1日当たり5トンを超えることから、という表現自身がどうなのか。

◆ 事務局

今回の建築基準法第51条のただし書の規定に基づく許可が必要な施設は、一般廃棄物処理施設となる。一般廃棄物処理施設は、廃棄物の清掃及び処理に関する法律では1日5トンを超える廃棄物処理施設となっている。現在は持ち込む方から買い取らせていただく費用のほうが高いが、これからは持ち込む方に費用を負担していただいて処理をすることとなり、廃棄物処理法で一般廃棄物と位置づけられるため、一般廃棄物を5トン以上処理する施設は一般廃棄物処理施設という位置づけになる。もともと処理する能力はあるが、これまでは廃棄物処理法の中で一般廃棄物処理施設には該当しなかった。

今回、営業形態が変わる可能性があることから、一般廃棄物処理施設としての位置づけが必要となり、建築基準法第51条のただし書の許可申請が出された。

◆ 委員

理解した。

◆ 委員

説明の文章の中で、古紙圧縮工場と書いてあるが、古紙圧縮工場は一般廃棄物 処理施設に該当しないということか。

◆ 事業者

該当しない。

処理能力について、1日当たりという書き方をしているが、1日というのは何時間を指しているのか。24時間稼働でも、8時間稼働でも1日当たりの能力になるが、1日というのは何時間が通常であって、この施設については何時間の稼働で1日当たりという算定をされているのか。

◆ 事業者

今回の申請については、朝8時から19時まで、昼休みを除いた10時間稼働の場合の処理能力の表示となっている。

◆ 委員

ごみの量が変わると稼働時間は変更されるのか。

◆ 事業者

例えば現状の古紙では、1日当たりの処理量は約20トン程度で、これに対して設備の処理能力は384トンと、非常に大きく設備能力を上回っているため、極端にその量が増えない限りは、稼働時間の変更は必要ないと考えている。

◆ 委員

最大稼働時間は何時間で算定しているのか。

◆ 事業者

10時間で算定している。

◆ 委員

今後も 10 時間が基準になるのか。処理量が増えても現状の 10 時間は絶対増 やさないのか。

◆ 事業者

現状では10時間以上設備を稼働する必要がない発生量を取り扱っているため、 10時間で考えている。

◆ 委員

処理量がこれ以上増えたとしてもこの能力以上に増えることはないという予 測の中で、10時間を最大稼働時間として考えているということで良いか。

◆ 事業者

そうである。

◆ 委員

現状では古紙、古繊維、缶を圧縮、梱包されているということだが、ペットボトルも全く同じプロセスなのか。

圧縮や粉砕などが無く、単純に固めるだけのプロセスなのか。

◆ 事業者

プロセスとしては全く変わらない。

◆ 委員

洗浄のときに汚濁水が出ることはないのか。

◆ 事業者

箱型に圧縮する施設を持っており、その箱型が全国的にペットボトル等をリサイクルするときの基準の形になる。

あくまでも圧縮梱包であり、洗浄は工程に含まれていない。きれいに洗浄されたペットボトルを受入れ、そのまま機械に投入して圧縮する工程となっている。

◆ 委員

汚水が増えるようなことはないのか。

◆ 事業者

全くない。

◆ 委員

資料 13 ページに搬入出のルートを示しているが、このルートは現在のルートから変更があるのか。現在ここを通行している台数に対して、通行台数が増える想定なのか。また、変化があるのであれば、住環境や交通安全に対してどのような配慮がされているのか。

◆ 事業者

説明した台数と大きな変化はないと考えている。その理由としては、既に伊勢市と古紙の受入れについて契約を結んでおり、何年も実績を積んでいる。

伊勢市の場合は搬入するトラックが2種類あり、1種類はパッカー車で、主に

段ボールを回収するものである。もう一つは、2トンの平トラックで、新聞、雑誌、その他紙類、ペットボトルなどの様々な物を混載している状況である。伊勢市の体制が変わらない限りは、台数の変更はないと考えている。

(事業者退出)

◆ 会長

委員から数点確認したが、大きな問題があるという指摘はなかった。

第3号議案、建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の 敷地の位置について、都市計画上支障を及ぼすおそれがないということで答申 したいが、異議はないか。

<異議なし>

それでは第3号議案について、以上のように答申する。

報告案件

報告案件 伊勢市景観計画の重点地区指定等について

説明

◆ 事務局

報告案件「伊勢市景観計画の重点地区指定等について」の資料に沿って説明。

詳細な内容については報告案件資料参照

意見・質問

◆ 委員

河崎町まち作りを考える会と伊勢河崎まちづくり衆という二つの団体は、それぞれどのような団体なのか。

◆ 事務局

河崎町まち作りを考える会については、嘆願書の署名を取りまとめた会で、景 観の重点地区に関しても反対をしている状況であった。

伊勢河崎まち作り衆については、河崎の様々なまちづくりについて考えてい

るNPO団体であり、現在は河崎商人館の管理運営もしている団体である。

◆ 委員

伊勢河崎まちづくり衆は、重点地区指定について肯定的な考え方なのか。

◆ 事務局

基本的には肯定的な考え方であったと考えている。

◆ 委員

嘆願書の 625 名の中には、訳も分からず捺印させられたという人もいると聞いたが、この数字の信憑性や確度の問題はどのように捉えているか。

◆ 事務局

625 名の方々にそれぞれどのような内容か確認した訳ではないので、それぞれ 署名した方々が、その意思に賛同されたと理解している。

◆ 委員

この二つの団体の考え方が違っており、重点地区指定を伊勢市は見送っている。都市計画は伊勢市主導で様々なことを決めている訳であり、地元の理解を得ることは大切なことだが、市主導で進めるものではないと決めてしまうのはいかがなものかと思うが、どう考えているのか。

◆ 事務局

委員が言うとおり、市主導で決めていく都市計画もあるが、景観については民間の建物をどのようにしていくかという考え方を決めていく計画である。

今回の署名については、地元字会長の連名もあり、人数も 600 名以上の署名もあることから、大変重く受け止め、今回の報告となったような次第である。

◆ 委員

今後はこの計画についてどのように進めていくのか。

◆ 事務局

例えばそのまちづくりを進めていく団体の方で、地元の方と一体となった計画が出来てくるのであれば、市として補助金等が出来るような仕組みづくりについて、一緒に考えていきたいと考えている。

一旦伊勢市としてはこれで、この件については幕引きというような考えで理 解して良いか。

◆ 事務局

幕引きというか、地元で一度、一つの意見として取りまとめていただくという 考えである。

◆ 委員

第 55 回都市計画審議会で、住民は 1,091 名で署名者のうち 565 名が住民で 60 名が住民外の署名であったと返事をいただいている。約 1,090 名という母数はどういう人たちを言っているのか。署名者 625 名の中に住民以外も入っているのであれば、住民以外も含めた人数が母数にならないとおかしいのではないか。確かに嘆願書は重要なものかもしれないが、数年かけて何度も協議をして決めた政策が変わるもしくはストップしていいものなのか。

この問題に限らず、ある程度人数のまとまった嘆願書を出されたら、市が考えてきた政策は止まってしまうのか。また、本案件がそのような前例になるということはないのか。

市主導で進めるものではないということだが、まとまる見込みがなく、今後進展する要素もないのであれば、ある程度市が主導して政策を進めていかないといけないのではないか。

例えば、代表団体を一つに決めるというようなことは市が主導し、全体として の意見を集約して、今後どのように進めていくか決めていかないと、意見がまと まるまで待つと手をこまねいていても、まとまらないことは目に見えている。

反対意見と賛成意見の両方があり、住民の意見をまとめるという作業についてはある程度市が主導していかないといけないのではないか。

今回の案件にも共通しているが、パブリックコメントを行っているにも関わらず縦覧者も意見も出てこない、だから賛成であるという考え方で進めるとこのような問題が発生するのではないか。

意見があるのであればパブリックコメントや住民説明会など、意見を申し述べる機会が与えられているので、そこで意見を出すべきである。それをせずにこのような時に反対であると言い出すのは筋が違うのではないかと感じている。

また、ここまで進めてきた費用は、全て税金が使われているのではないか。今まで数年かけてやってきた内容は税金の無駄遣いになるのではないか。

そこについて、市としてはどのように考えているか。

◆ 事務局

数点ご意見をいただいたが、河崎については、長年まちづくりに市も関わってきた中で、効果もあったと考えている。例えば、雑誌やテレビなどで取上げていただき、歩行者や観光客も増えてきている。また、景観コンクールでは河崎の景観を描く子もいる。

そのような河崎の景観の良さを市民や観光客の皆様に認知していただけたことは取り組みとしての効果と考えているので、決して無駄な作業ではなかったと考えている。

また、市主導でという話もあったが、景観は建物所有者がどのようなデザインにしたいかという中で、河崎は住民主体のまち、住宅もたくさんあるまちとご意見をいただいている。

その中で、字会長など地元自治会の皆様から連名でいただいた署名ということで、通常の少人数の反対というものよりもはるかに重たい意見であると捉えたため、今回は景観の手続を市主導で一方的に進めていくべきではないと考えた。

◆ 委員

町内会長と河崎町まち作りを考える会が連名で出しているのであれば、一つの意見に集約するのは容易ではないのか。

二つの勢力があって、反対意見を持っている人と賛成意見を持っている人がいる。そこが、一つになれないから、こういう形になっているのであれば、6町内会長と河崎町まち作りを考える会という団体が署名して、嘆願書が出てきて来たのに、なぜ一つに意見をまとめられないのか。

◆ 事務局

嘆願書に署名された河崎町まち作りを考える会と字会長は、今回の景観の重 点地区にすることを反対ということでまとまっていると考えている。

◆ 委員

市としては、この町の人たちは反対という意見でまとまっていると考えているのか。

◆ 事務局

住民の多数の方々の署名もあるので地元としては反対として固まっていると 理解している。

言っていることがわからない。

こういう方向でやると決まったことが、町内会長が連名で反対を出したので 町内会としては反対と考えている。そうすると、その前に反対という意見が出て きてないのか。この進行がよくわからない。

町内会長は個人ではなく、町内会の意見をまとめて会長という立場で署名を されている訳である。

そうであればなぜもっと前に反対意見が出て、このような方向にならなかったのか。本当に町内会の住民がこれだけの反対をするのであれば、この案件は白紙撤回になるのではないか。

なぜ今まで年数をかけたことが無駄でなかったという考え方になるのかが理解できない。はっきり言って無駄である。やったことが何にも意味をなしてない。 景観は時代によって変わると思う。全てが残されるのが景観ではなく、その時代に合った形のまちづくりをしていくのがその町の景観を保つことだと思う。

今の時代に合った景観とはどういうものかを住民と市が話し合い、何ができるかを考えてつくるものだと思う。行政と景観委員会で協議をしていくことが重要であり、反対や賛成だけではなく、その地域のまちづくりについて住民と協議をしてつくり上げていくのが景観ではないかと思っている。

時代に合った景観をみんなでつくるというのがまちをつくるというやり方であり、それを主導するのは行政であると考えている。

そこで基本的な考え方を出すには行政も必要であり、住民が別の案をやりたいということに対してどのような接点を持ってまちをつくっていくかが景観づくりの重要なポイントだと思う。

そこについてどのように市は考え、主導しようとしているのかを教えていた だきたい。

◆ 事務局

景観に対して、市も基本的に委員と同じような考え方で今まで取り組んできた。

河崎については、勢田川の改修計画をきっかけに、地元主導で景観の重要性を唱えられてきた訳だが、時代も考え方も変わり、市だけではなく国も景観の重要性を見て、様々な景観に対する制度や規制等に取り組んできており、行政と住民が一緒にこの河崎地区について取り組んできた。

重点地区指定により、制限をかけることで、より景観の保全を保っていこうという流れで、平成 29 年に議会等にも報告させていただいた。

経過について、当然地元と話をして説明会等もしてきたが、その機会には意見

がなかったが、改めて重点地区に関する反対の意見があった。

長きにわたって、地元と市で話をしてきたが、景観の重要性について否定している訳ではない。これについては市と地元も、考えは同じところだが、制限を加えていく重点地区について、いかがなものかという意見があった。

市としては、重点地区については強権的に理解のないまま進めることはいかがなものかということもあるが、景観の重要性は今でも持っている。

市が主導でという意見もあったが、市の考えは総合計画や都市マスタープランのとおりで変わっていない。ただ、制限をかける重点地区に関しては、その対象となる地域が納得して進めていこうという意見がない限りは、留めておくといった考えである。

◆ 委員

文化財という考え方があり、文化財として残したいものに対して、文化財の指定をしたいということをその持ち主と行政の間で協議をして文化財として指定をして、枠内で保全をしていただくという形になっている。

伊勢市の文化財をつくったらいかがか。

◆ 委員

今後都市マスタープランを見直す際に、ぜひ今の意見を提案していただきたい。

今日の報告の確認になるが、報告案件資料の冒頭に書いてあるとおり、河崎の 重点地区指定の問題は度々都市計画審議会で報告をしており、第55回の都市計 画審議会以降の経過ということで、この直近の2年間の報告をしていただいた。

嘆願書の内容は、報告案件資料の3ページ目で、1番目が準防火地域を廃止した手続が不当な手続ではないかという指摘、2番目が景観計画に基づいて、沿道景観形成地区を指定しているのだが、この手続の妥当性や廃止についての指摘、3番目と4番目についてはこれからのまちづくりについての意見ということである。

報告のとおり、1番と2番に関しては、都市計画審議会でも報告し、都市計画の手続に基づいて過去に指定されたゾーニングであるということで、この2年間地元と話合いをし、景観委員会に一度来ていただき、景観委員会委員とも直接対応してこの2点についての指定は問題ないという回答書を市から出した。

3番と4番に関しては、数年前から継続しているもので、引き続き話合いをしていくというものである。ただし、いきなり重点地区指定をするのではなく、今後様子を見ながら行っていくということで、地元の方から指摘があった不法な手続については、妥当であるという報告だと思う。

今後の景観委員会としては、委員が言われたように、景観とは時代に即して変わるものだという一方、歴史や時代、年月を経て残っているものは大切にしていかなくてはいけないといったところで、今後のこの地区の在り方に関しては、住民の方々の考え、それから市当局のご意見を調整しながら、地域としてどのような方向がいいのかを議論しながら進めていきたい。

具体的には、個々の建物を何らかの形で指定していくなどといった方法もあるのではないかと思うので、今後しっかりとした議論を委員会の中でもしていきたいと思っている。

◆ 委員

重点地区の指定が白紙になったことは非常に残念だが、河崎の位置づけについて、都市マスタープランに対しての影響はないか確認したい。

また、まちづくり団体について、今までまちづくり団体が町並み保存を一生懸命されてきており、その運営支援を都市マスタープランで謳っているが、今後も運営支援は今までと変わらないと理解しても良いか。

◆ 事務局

河崎の位置づけは、歴史のある町であるので、都市マスタープランの位置づけが変わることはないと考えている。

まちづくり団体への運営支援については、今回の報告は景観に関してであり、 河崎では景観以外にも様々なまちづくりをされているので、当然市として支援 していくべきと考えている。

◆ 委員

私も反対の方に署名した一人なので、少し意見を言いたい。この嘆願書が来たときには、1番の災害に関するところに対しての話が多かったので、このことに関しては伊勢市が折り合いを付けてくれたということで良かったのだが、景観の重点地区に指定されると、現在私が所有している古い建物は、壊すことが出来ないとか、現在建っている河崎には不釣合いな建物も後々困るのではないかという思いがあるので、反対したらどうだと言われると、その意見に乗ってしまう感じがある。一方では賛成する住民も多くいるし、我々も良いと思うところもあるので、どのように皆さんに説明をすればいいのかということを考えていただけると、話がうまくいくのではないかと思う。

◆ 会長

この2年間、嘆願書が出されてから地元と協議をしてきたが、説明があったとおり、市の考え方を送付して、現時点では問題が落ち着いているという状況である。

今後、歴史的な建築物等を活用したい、保存したいという、所有者の方から相談があった場合は、適宜それを応援していくというようなことで進めていただきたい。

<閉会>